

大気汚染防止

研究開発や施設の運転に伴い排出される大気汚染物質について定期的な測定を行い、法令や条例を遵守し、適切に管理しています。

大気汚染物質の定期的な測定

原子力機構では、ボイラーの運転や一般廃棄物処理施設等の運転に伴い発生する排気ガスについて大気汚染防止法、県の公害防止条例等に基づいて 10 拠点、合計 47 台の設備を対象に、定期的な測定を行っています。測定結果はすべて規制値以下でした。

大気汚染物質の測定結果（2008 年度）

拠点名	設備名	台数 (台)	NOx 濃度 (ppm)		SOx (N m ³ /h)		ばいじん濃度 (g/N m ³)	
			規制値	実測値	規制値	実測値	規制値	実測値
幌延	ボイラー	1	180	61 ~ 73	2.4	< 0.01	0.3	< 0.01
青森	ボイラー	2	180	87	6.83	0.06	0.3	0
原科研	ボイラー 一般廃棄物処理施設	11	150	89	12.6	2.2	0.3	0.06
サイクル研	ボイラー 一般廃棄物処理施設	6	150	86	3.17	0.15	0.15	0.008
大洗	ボイラー	14	180	103	3.14	0.049	0.3	0.021
那珂	ボイラー	3	180	130	18.29	0.59	0.3	< 0.01
高崎	ボイラー	3	180	120	5.68	1.3	0.3	< 0.004
もんじゅ	ボイラー	2	150	84	19.2	< 0.056	0.25	0.0014
ふげん	ボイラー	2	250	95	3.8	< 0.003	0.3	0.0008
人形	ボイラー	3	180	83	6.0	1.6	0.3	0.03

注 1) 各拠点における上記以外の測定項目についてもすべて規制値以下でした。

注 2) 測定結果について：設備毎に規制基準が異なりますが、実測値の規制値に対する割合の最も大きかった設備の規制値、実測値を記載しています。

注 3) 規制値について：大気汚染防止法による規制値及び県指導値が含まれています。

廃棄物焼却量の減量とダイオキシン類の定期的な測定

5 拠点の一般廃棄物処理施設においては紙、雑芥等を焼却し、総焼却量は約 240 t（前年度：約 270 t）で前年度比約 12%減となっています。今後も廃棄物の適正分別や古紙回収を推進し、一般廃棄物処理施設での焼却量の減量等に取り組んでいきます。

ダイオキシン類対策特別措置法¹⁾に基づくこれら施設のダイオキシン類の排出結果は全て法令の規制値（濃度）以下でした。

1) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）

ダイオキシン類測定結果（2008年度）

拠点名	設備名等	主な焼却物	焼却量等 (t)	大気(ng-TEQ * /N m ³)		水域(pg-TEQ/ℓ)	
				規制値	実測値	規制値	実測値
原 科 研	一般廃棄物処理施設	紙くず、雑芥	100	5	0.50	—	—
サイクル研	一般廃棄物処理施設(焼却炉)	紙くず、雑芥	70	5	0.022	—	—
	一般廃棄物処理施設(熔融炉)	焼却灰	0.05	5	0.0083	—	—
大 洗	一般廃棄物専用焼却施設	紙・木材・廃プラ等	0.7	10	0.57	—	—
那 珂	一般焼却施設	紙くず、雑芥	21	5	0.019	—	—
もんじゅ	一般廃棄物焼却施設	紙くず、雑芥	39	10	0.029	—	—

* TEQ：毒性等量。p.33の表脚注を参照

吹き付けアスベスト等使用施設

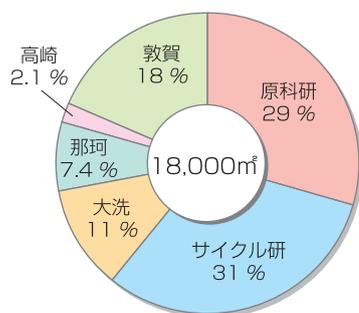
労働安全衛生法施行令（2006年9月）に基づき、アスベスト含有率0.1%以上の吹き付けアスベスト等²⁾使用施設³⁾に対する調査を2009年3月までに終了するとともに、除去や囲い込み等の計画的な措置を行っています。

環境報告書2008で報告以降、新たに5拠点で約10,000㎡を確認しました。一方、4拠点で約14,000㎡を除去又はアスベスト等が含まれていないことを分析により確認しました。また、2拠点で約370㎡の囲い込み等の措置を行いました。

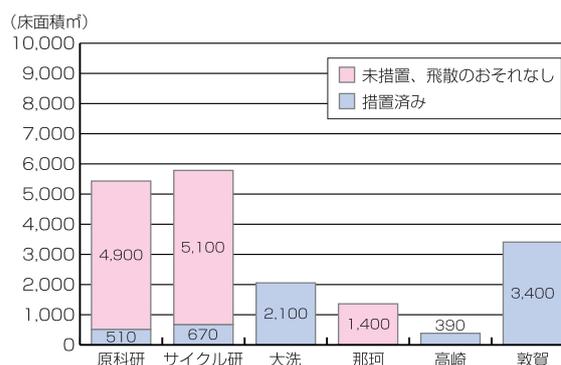
その結果、「吹き付けアスベスト等がある」のは6拠点で約18,000㎡、そのうち「措置済状態にある」のは5拠点で約7,000㎡であり、「措置済状態ではない」に区分されるものは3拠点で約11,000㎡となっています。

なお、「措置済状態ではない」に区分されるものは全て、「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの」に該当するものです。

吹き付けアスベスト等使用の拠点別割合(2009年3月末)



吹き付けアスベスト等の飛散防止状況(2009年3月末)



2) 吹き付けアスベスト等：吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石等です。
 3) 社宅及び寮を含みます。